

横植協会03-27号
令和 3年12月3日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第27号を送信します。

条件付き輸入解禁生果実関係 【ベトナム産マンゴウ生果実の日本向け輸出の停止について】

掲題の件について、別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

- 1 ベトナム産マンゴウ生果実については、ベトナム国内にミバエ類が発生しているため、ミバエ類に対する消毒効果が確認されたカッチュー種に限定し、輸出前の蒸熱処理による消毒等を条件に、輸入を認めています。
- 2 11月22日、カッチュー種である旨を明記したベトナム植物検疫機関が発行した検査証明書を添付し輸入されたマンゴウ生果実の輸入検査にて、カッチュー種と異なる特徴を有した生果実が発見されたことから、ベトナム植物検疫機関に対し当該生果実について確認を行った結果、カッチュー種ではないとの見解が示されました。
- 3 12月2日、ベトナム植物検疫機関に対し、マンゴウ生果実に発給される検査証明書の発給手続きに問題があることが判明したことから、12月3日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発給の一時停止を要請しました。
- 4 現在、ベトナム植物検疫機関に対し、原因究明の調査及びその結果を踏まえた改善措置の内容の報告を求めており、同国からの報告内容について、適切であるか検討することになります。

(詳細については、別添ファイルを参照願います)

以上

令和3年12月3日

ベトナム産マンゴウ生果実の日本向け輸出の停止について

- 1 ベトナム産マンゴウ生果実については、ベトナム国内でミカンコミバエ種群及びウリミバエが発生しているため、同ミバエに対する消毒効果が確認されたカッチュー種に限定した上で、輸出前の蒸熱処理による消毒等を条件に、輸入を認めています。
- 2 令和3年11月22日、当該マンゴウ生果実がカッチュー種である旨を明記したベトナム植物検疫機関が発行した検査証明書を添付し輸入された同国産マンゴウ生果実の輸入検査において、カッチュー種と異なる特徴を有した生果実が発見されたことから、ベトナム植物検疫機関に対し当該生果実について確認を行った結果、カッチュー種ではないとの見解が示されました。
- 3 12月2日、ベトナム植物検疫機関に対し、マンゴウ生果実に発給される検査証明書の発給手続きに問題があることが判明したことから、12月3日以降、マンゴウ生果実に対する検査証明書の発給の一時停止を要請しました。
- 4 現在、ベトナム植物検疫機関に対し、原因究明の調査及びその結果を踏まえた改善措置の内容の報告を求めており、同国からの報告内容について、適切であるか検討することになります。